

# うるま市立天願小学校 いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

- いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

うるま市立天願小学校は、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいくこととする。

## 2 いじめの防止等のための組織

- ・いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「天願小学校いじめ防止対策委員会（以下「組織」という）」を設置する。
- ・組織の構成委員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・特別支援コーディネーター・学年主任・養護教諭とする。

## 3 「いじめの防止」について

### (1) 教職員

- ・わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業作りの工夫を進めるとともに、道徳・特別活動をとおして規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を学校生活全般において行う。
- ・授業を担当する教員全員が公開授業を行い、相互の授業や子ども達の様子を参観しあう機会を設ける。
- ・チャイムが鳴ったら着席する習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導の徹底を図る。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

### (2) 児童

- ・「みんなちがって、みんないい」の考えのもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育む。
- ・子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し自己有用感を育む。また困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け自己肯定感を高める。
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

### (3) 保護者（地域）

- ・あいさつや地域活動を通して、子どもとの関わりを大切にする。
- ・児童が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童に対して地域の取組などへの参加を促す。

## 4 「早期発見」について

### (1) 教職員

- ・①児童のささいな変化に気づく、②気づいた情報を確実に共有する、③（情報に基づき）速やかに対応する。
- ・②では、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、教職員がいつでも共有できるようにする。
- ・毎月の学校生活アンケートや教育相談週間等で情報の収集を図る。

### (2) 児童

- ・教職員や家族、友達等に直接話をするのをためらうような場合、「24時間いじめ相談ダイヤル」などを周知し活用させる。

### (3) 保護者（地域）

- ・保護者などは、児童からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。

## 5 「いじめに対する措置」について

### (1) 教職員

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、「組織」がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までこの組織が責任を持つ。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・通常考えられるいじめ対応は、この「組織」が行い、いじめが「重大な事案」とされた場合には、うるま市教育委員会からの判断に従って必要な対応を行う。
- ・学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果をうるま市教育委員会に報告する。
- ・いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置などを行う。
- ・暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

### (2) 児童

- ① いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や家族、教員、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ③ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

### (3) 保護者（地域）

- ・いじめられた児童の保護者  
家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係や徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、判明した情報を適切に提供する。
- ・いじめた児童の保護者  
事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

## 6 重大事態への対処

### (1) 学校による調査組織の設置

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等)
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
  - ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる

### (2) 重大事態の発生と対応がわかるフロー図

うるま市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校を調査主体とした場合

うるま市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

##### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
- ※ 第22条に基づく「天願小学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

##### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料に再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

##### ● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートには、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

##### ● 調査結果をうるま市教育委員会に報告（※うるま市教育委員会から地方公共団体の長に報告）

- ※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

##### ● 調査結果を踏まえた必要措置

#### うるま市教育委員会が調査主体となる場合

- うるま市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 7 年間計画の作成及び評価

### (1) 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月
職員会議等	----- 事案発生時、緊急対応会議の開催 ----->				
	子ども理解全体会	子ども理解全体会	子ども理解全体会	子ども理解全体会	
防止対策	人権の日	人権の日	人権の日	人権の日	
	学級・学年づくり 人間関係づくり				
早期発見	学校生活アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート 家庭訪問	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	----- 事案発生時、緊急対応会議の開催 ----->						
	子ども理解全体会	子ども理解全体会	子ども理解全体会	子ども理解全体会	子ども理解全体会	子ども理解全体会	子ども理解全体会
防止対策	人権の日	人権の日	人権の日	人権の日	人権の日	人権の日	人権の日
	学級・学年づくり 人間関係づくり						
早期発見	学校生活アンケート 教育相談週間	学校生活アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート	学校生活アンケート

### (2) 評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

## 8 PTA 及び関係機関等との連携について

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 9 学校のホームページ等での公開

「いじめ防止基本方針」を学校のホームページで公開する。